

随意契約理由書

件名	神戸市内 駅周辺美化業務
契約の相手方	公益財団法人 神戸いきいき勤労財団
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
<p>随意契約の理由</p> <p>本業務は、市内の中心的な場所で、人通りが多く、市民の注目度も高い主要駅周辺及び主要幹線の歩道の清掃を行うものである。その内容は歩道上の清掃であり、比較的に軽度な作業であるが、不法駐輪等の車両周辺や植栽帯内の清掃等であるため、きめ細やかで丁寧な作業が求められる。また、近年の少子高齢化社会においては、高齢者の社会参加や社会的役割の継続が求められており、神戸市においても、高齢者の雇用拡大は重要な取り組みの一つであり、このような作業は高齢者の持つ能力を發揮しやすく、高齢者の雇用対策（生きがい）として有効と考えている。</p> <p>公益財団法人神戸いきいき勤労財団は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センターであり、高齢者に対する臨時的かつ短期的又は簡易な業務に係る就業の機会を提供することを目的に設置され、高齢者を雇用するうえでの情報、就業者の各種相談にも対応しており、市の高齢者の雇用促進、高齢者の福祉の増進に寄与している。</p> <p>したがって、本業務に必要な人材を安定的に確保できることから、同財団と随意契約しようとするものである。</p>	
担当部署	建設局道路部工務課補修係（電話番号 595-6423 ）